⑵　（控除）自己収入等			
手数料収入	△　12,189,655		
成果普及等事業収入	△　20,051,589		
分収造林収入	△　445,175,279		
販売・解約事務費収入	△　370,610,678		
特定地域整備割賦譲渡収入	△　2,050,346,649		
割賦利息収入	△　1,563,468,003		
受託収入	△　1,259,222,753		
財産賃貸収入	△　1,559,559		
寄附金収益	△　33,947,164		
資産見返寄附金戻入	△　35,495,247		
受取利息	△　22,398,515		
雑益	△　92,531,919	△　5,906,997,010	
業務費用合計			21,142,287,130
Ⅱ　損益外減価償却相当額			812,449,902
Ⅲ　損益外減損損失相当額			255,983,609
Ⅳ　損益外除売却差額相当額			458,062,486
Ⅴ　引当外賞与見積額			15,427,614
Ⅵ　引当外退職給付増加見積額			△　1,174,193,050
Ⅶ　機会費用			
政府出資等の機会費用	3,437,685,817		
無利子による融資取引の機会費用	74,700		3,437,760,517
Ⅷ　行政サービス実施コスト			24,947,778,208

重　要　な　会　計　方　針

1．運営費交付金収益の計上基準

すべての業務において費用進行基準を採用しておりますが、これは、当法人が研究開発を主な業務としており、中期計画及び年度計画において、業務毎に予定コストを算出すること、予定された成果の達成度を定量的に把握することが困難であり、また、業務毎の予算の費消割合が必ずしも期間に対応していないためであります。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　2～50年

構築物　　5～60年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

3．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

該当事項はありません。

⑵　賞与引当金

役職員の賞与については、運営費交付金等により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末における賞与支給見込額から前期末における賞与支給見込額を控除して計算しております。

⑶　退職給付引当金

研究・育種勘定の役職員の退職給付については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

特定地域整備等勘定、水源林勘定は、役職員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準、森林総合研究所役員退職手当規程及び森林総合研究所職員退職手当支給規程に基づき、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

4．有価証券の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

5．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による低価法を採用しております。

6．支払利息の原価算入について

水源林造成事業の支払利息は、政府補給金により利子補給を受けている部分及び国庫補助金により調達している部分を除き、原価に算入することとして、水源林に含めております。

7．水源林の価額及び評価方法

平成20年4月1日時点において標準伐期齢以上の立木は、平成20年4月1日時点の市場価値（正味売却価額）による評価額に評価日以降の投資額を加えた額。

平成20年4月1日時点において標準伐期齢未満の立木は、平成20年4月1日時点の取得原価に評価日以降の投資額を加えた額。

8．債券発行差額の償却方法について

債券の発行差額は、償却原価法（定額法）により償却しております。

9．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用は、資本剰余金相当額を含めた政府出資等の純額に一定利率を乗じて計算しております。

政府からの無利子による融資取引の機会費用は、政府からの無利子借入金に一定利率を乗じて計算しております。

10．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。